

○土砂運搬事前協議 よくある質問

山梨県 富士・東部地域県民センター

(提出に関わる質問)

Q 1. 土砂運搬事前協議とは何ですか？また必要となるのは、どのような場合でしょうか？

A 1. 土砂運搬の事前協議とは、大量の土砂を運搬することによる交通事故及び生活障害の防止を目的としたものであり、山梨県内において 3,000 立米以上の土砂を運搬しようとする事業者は、「山梨県土砂運搬適正化指導要綱」に基づき、地域県民センター所長と土砂運搬事前協議書（様式第 1）により協議を行う必要があります。事業者は、事業の実施が決まった時点において、速やかに事前協議を行う必要があります。

※運搬する土砂量が 3,000 立米未満であっても、交通事故又は生活障害の発生するおそれ大きい場合には、事前協議の対象となる場合があります。

Q 2. 土砂運搬事前協議書の提出に際し、何か注意すべき点がありますか？

A 2. 事前協議書を提出していただいてから協定締結までに、2 週間以上のお時間をいただきます。運搬開始の遅くとも 2 週間前までには、事前協議書と添付書類の提出をお願いいたします。なお、内容の不備等により出し直しとなるケースが多いため、富士・東部地域県民センターでは、原本の提出前にメール等による事前の内容確認をさせていただいております。

Q 3. 土砂運搬事前協議にあたり必要な書類を教えてください。

A 3. ①土砂運搬事前協議書（様式第 1）、②運搬経路図（搬出元から搬入先までの図面、搬出先・搬入先それぞれの拡大図面）、③緊急時連絡体制図、④建設業の許可証の写し（建設業の許可証がある場合）の 4 点が必要になります。

Q 4. 変更協議とはどのようなものですか？

A 4. 土砂運搬の事前協議後（土砂の運搬に伴う交通事故及び生活障害の防止に関する協定締結後）、運搬する土砂の量の変更や、経路の変更等が生じた場合には、土砂運搬の変更協議を行っていただく必要があります。変更協議にあたり提出が必要な書類は、土砂運搬変更協議書（様式第 3）、事前協議で提出していただいた書類一式（変更箇所を修正したもの）です。

(書き方に関わる質問)

Q 1. 基本的基準とは何ですか？

A 1. 「山梨県土砂運搬適正化指導要綱」第 4 の 1 に示された基本的基準のことを指します。基本的基準を満たさない大規模な事業についても、一定の要件を満たせば特例として認められる場合があります。

担当：

富士・東部地域県民センター総務担当

TEL 0554-45-7800

FAX 0554-45-7804